観光庁では、通訳案内士として登録されている皆様の利用促進を目的とした、「通訳案内士登録情報システム」を導入しております。

本システムでは、登録された方が希望すれば、氏名・住所をはじめとした法定登録項目のほか、自己 PR やこれまでの職歴など様々な項目を情報公開することが可能です。 (公開する項目は登録者本人が選択可能)

つきましては、w eb 公開に関する意向確認を行いますので、以下の欄にご記入ください。

また、その他の通訳案内士資格をお持ちでしたら、通訳案内士種別・登録地域名・登録番号もご記入ください。

web公開を希望される場合、そちらの資格についても公開設定をさせていただきます。

通訳案内士種別とは・・・ 通訳案内士・地域限定通訳案内士・特例地域ガイドの3種類

#### ※ 注意事項

- ① 情報公開をするには、後日登録証と同時に渡していただく「通訳案内士登録情報検索サービスの使い方(通訳案内士向け)【概要版】」に記載されております、URLにアクセスして公開設定をしていただく必要があります。
- ② ログインするには ID が必要となります。ID はシステムから与えられたアルファベットと数字を組み合わせた 10 桁で構成されており、①の「通訳案内士登録情報検索サービスの使い方」に記載してありますので、紛失しないようにお願いいたします。
- ③ これらの手続きをしない限り、一切の情報は公開されません。



### 0.1 全員の登録情報が公開されることになるのですか?

A.1 公開される情報は希望者のみとなります。また、どの情報を公開するかについても本人が選択出来ます。 (例:「氏名・業務実績は公開、住所・電話番号は非公開」など。)

# Q.2 公開を希望するとすぐに情報公開されるのですか?

A.2 公開を希望される方には、通訳案内士専用ホームページにアクセスし、ご自分で都道府県等に登録されている情報以外の情報(自己 PR・ガイド経歴など)を入力していただき、どの情報を公開するかを選択して、システム上で申請していただいて初めて情報公開されますので、公開を希望されてもすぐに公開されるわけではございません。

# 0.3 どのような情報が公開できるようになるのですか。

- A.3 都道府県等に登録されている基本情報のほか、付加情報として「電話番号、E-m ail」などが 公開可能となります。
  - ※ 付加情報は入力したものがそのまま公開されますので、公開したくないものは入力しないでください。

# 0.4 それらの項目全てを入力する必要があるのですか?

A .4 基本情報以外は任意での入力となりますので、全ての情報を入力していただく必要はございません。なお、基本情報はシステム上にて変更することは出来ませんが、公開するかしないかについては変更していただくことが可能です。

### 0.5 誰でも公開情報を見ることが出来るのですか?

A.5 公開情報が見られるのは、観光庁に閲覧申請を出して承認された者のみとなります。 (観光庁に旅行業登録をしている旅行業者等) また、「誰が・いつ・誰の情報を見たか」についてはシステムにて全て記録されます。

# Q.6 情報公開をしたいのですが、E-m ailアドレスを持っていません。どうしたらいいですか?

A.6 ご自分の E-m ailアドレスを取得した上で申請していただく必要がございます。

### 0.7 このサービスを使えば、住所変更等も自分で出来るようになるのですか?

A.7 通訳案内士法上、「氏名・住所・生年月日・登録番号・登録年月日・言語種別・代理人の情報」については、登録されている都道府県に届け出る必要があるため、システム上で変更することは出来ません。(情報公開可否についてのみ変更可。)

#### O.8 情報公開をやめたいのですが、どうすればいいですか。

A.8 専用ホームページからログインしていただき、情報公開設定のチェックを外していただければ、その項目は非公開になります。(全項目を非公開にすれば、公開リストから削除されます。)

